月報

国立国会図書館



開館10周年を迎えた国際子ども図書館

日本発☆子どもの本、海を渡る

納本制度の日に寄せて

2010.5 No. 590

国立国会図書館利用案内

東京本館

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

電話番号 03(3581)2331

03(3506)3300(音声サービス) 利 用 案 内

03(3506)3301(FAXサービス)

ホームページ http://www.ndl.go.jp/

利用できる人 満18歳以上の方

資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

休 館 日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)

和洋の図書、和雑誌、洋雑誌(年刊誌、モノグラフシリーズの一部)、和洋の新聞、各専門室資料 おもな資料

- サービス時間・

開館時間 月~金曜日9:30~19:00 土曜日9:30~17:00

※ただし、音楽・映像資料室、畫政資料室、古典籍資料室の開室 時間は17:00までです。

即日複写受付 月~金曜日 10:00~18:00 土曜日 10:00~16:00 後日複写受付 月~金曜日 10:00~18:30 土曜日 10:00~16:30 オンライン複写受付 月~金曜日 10:00~17:30 土曜日 10:00~15:30

資料請求時間 月~金曜日 9:30~18:00 土曜日 9:30~16:00 ※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室および古典籍資料室の

資料請求時間は16:00 までです。

■見学のお申込み/国立国会図書館 資料提供部 利用者サービス企画課 03(3581)2331 内線26111

関西館

在 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3

電 話 番 号 0774(98)1200(音声サービス)

利 用 案 内 0774(98)1212(FAXサービス)

ホームページ http://www.ndl.go.jp/

利用できる人 満18歳以上の方

資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

休 館 日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)

和図書・和雑誌・新聞の一部、洋雑誌、アジア言語資料・アジア関係資料(図書、雑誌、新聞)、 おもな資料

科学技術関係資料、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、博士論文

- サービス時間・

開 館 時 間 月~土曜日 10:00~18:00 即日複写受付 月~土曜日 10:00~17:00 資料請求時間 月~土曜日 10:00~17:15 後日複写受付 月~土曜日 10:00~17:45 オンライン複写受付 月~十曜日 10:00~17:00 セルフ複写受付 月~十曜日 10:00~17:30

■見学のお申込み/国立国会図書館関西館 総務課 0774(98)1224 [直通]

国際子ども図書館

在 地 〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49

電話番号 03(3827)2053

03(3827)2069(音声·FAXサービス) 利用案内

ホームページ http://www.kodomo.go.jp/

利用できる人 どなたでも利用できます(ただし第一・第二資料室は満18歳以上の方)。

資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

館 日 月曜日、国民の祝日・休日(5月5日こどもの日は開館)、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)

※第一・第二資料室は、休館日のほか日曜日に休室します。メディアふれあいコーナーと本のミュージアムは、

行事等のため休室することがあります。

おもな資料 国内外の児童図書・児童雑誌、児童書関連資料

- サービス時間 -

開館時間 火~日曜日 9:30~17:00 **1階子どものへや、世界を知るへやおよび3階メディアふれあいコーナー、本のミュージアムの利用時間は、開館時間と同じく9:30~17:00です。

第一・第二資料室の利用時間 閲覧時間 火~土曜日 9:30~17:00 資料請求時間 火~土曜日 9:30~16:30

複写サービス時間 即日複写受付 火~日曜日 10:00~16:00 後日複写受付 火~日曜日 10:00~16:30 複写製品引渡し 火~日曜日 10:30~12:00 13:00~16:30

■見学のお申込み/国立国会図書館国際子ども図書館 03(3827)2053 [代表]

CONTENTS

- 02 新政府綱領八策 坂本龍馬が目指したものとは 今月の一冊 国立国会図書館の蔵書から
- ○4 開館10周年を迎えた国際子ども図書館
- 05 国際子ども図書館 これまでの歩みとこれから
- 09 日本発☆子どもの本、海を渡る
- 16 国立国会図書館を見学してみよう 国際子ども図書館編
- 21 納本制度の日に寄せて
- 納本制度の役割と「欠本はなぜ生じるか」 藤本 由香里
- 28 納本制度の歩み その先へ
- 30 ビジュアル国立国会図書館博物館(15) 納本月報
- 32 日本法令索引が新しくなりました
- 20 館内スコープ 子どもと本のつなぎ手として
- 31 本屋にない本 ○『ニッポンの棚田 棚田学会10周年記念誌』
- 35 NDL NEWS
 - ○第18回納本制度審議会
 - ○講演会「これからの大学図書館:グーグル化する 世界と将来展望」
 - ○法規の制定

- 39 お知らせ
 - ○資料の大規模デジタル化に伴う原資料の利用停止に
 - ○絵本ギャラリー「『コドモノクニ』掲載作品検索」で 閲覧できる画像が増えました
 - ○明治時代の本の著作権者を探しています
 - ○国民読書年記念イベント「日本語と翻訳 ―シェイクスピア『マクベス』朗読と作品解説―」
 - ○東京本館「利用ガイダンス」関西館「ミニガイダンス」
 - ○東京本館「30分でわかる調べ方ガイダンス」
 - ○平成22年度の図書館員を対象とする研修
 - ○関西館小展示

「往年のベストセラー 日本人は何を、どう読んできたか」

- ○第14回資料保存研修
- ○国際子ども図書館のメールマガジンができました
- ○新刊案内 国立国会図書館の編集・刊行物

今月の一冊 M a

国立国会図書館の蔵書から

新政府綱領八策 坂本龍馬が目指したものとは

笹子正成

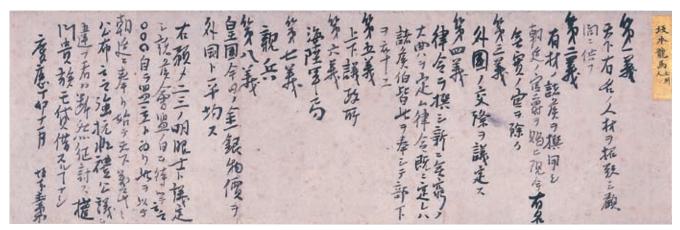


写真 1 新政府綱領八策 (19.1 cm × 59.5 cm)

今年のNHK (日本放送協会) の大河ドラマの主人公は、 坂本龍馬(写真2)である。千葉道場、神戸海軍操練所、 海援隊、薩長同盟など見せ場はいろいろあるが、大政奉還 に大きな影響を与えたとされるいわゆる「船中八策」もそ のひとつであろう。「船中八策」は、慶応3(1867)年6月 に、前土佐藩主山内豊信(容堂)から上京を命じられた土 佐藩士後藤象二郎 (写真3) が坂本龍馬と土佐藩運送船 「夕 顔」で時局打開策を協議し、これを坂本龍馬の秘書役であ る海援隊士長岡謙吉が草したとされている。

今回ご紹介する「新政府綱領八策」(写真1) は、大政奉 還後に新政府の政体案を示すため、「船中八策」に基づき 作成された坂本龍馬自筆の文書として知られている。その 内容は、第1義および第2義では人材の登用、第3義では 外国との交際、第4義では憲法の制定、第5義では議会の 設置、第6義では陸海軍の設置、第7義では近衛兵、第8 義では為替レートについて記されている。○○○と伏せ字 にされている箇所は、徳川慶喜を想定していたとされてい る。末尾にある坂本龍馬の署名は、諱の「直柔」と記され ている。作成月は「慶應丁卯(1867年)十一月」と記さ れているが、坂本龍馬が暗殺されたのは、同月15日のこ とである。

この「新政府綱領八策」は、複数作成された可能性があ るとされており、東京本館憲政資料室所蔵のもののほか、 下関市立長府博物館に別本が所蔵されている。別本との違 いは、第4義の文末が当館所蔵文書では「率ユ」であるが、 長府博物館所蔵文書では「率ス」である。

当館の「新政府綱領八策」は、「石田英吉関係文書」の ひとつである「亡友帖」(写真5) に収録されている。「亡 友帖」は、藤田東湖、武田耕雲斎、木戸孝允、中岡慎太郎、 高杉晋作、伊達千広など15人の書翰および筆跡19点が巻



写直2 坂本龍馬 電子展示会「近代日本人の肖像」所収 (http://www.ndl.go.jp/portrait/)



写真3 後藤象二郎 石黒敬章著『幕末明治の肖像写真』(角 川学芸出版 2009年) p.127から転載



写真4 石田英吉 石黒 前掲書 p.114から転載





子に仕立てられている。

旧蔵者である石田英吉(1839 - 1901 写真4)は、土佐 国安芸郡中山村(現在の高知県安芸郡安田町)出身。文久 元(1861)年に医学を修めるため緒方洪庵の門下となるが、 同郷の志士らと交わり、同3(1863)年の天誅組の乱に参 加した。敗れた後は長州に脱出し、禁門の変、長州征討に 参加した。慶應2 (1866) 年に坂本龍馬の勧誘で海援隊に 加わり、「横笛」の船長などを務めた。石田英吉に船長ら しい服装をさせようと坂本龍馬が金策の手紙を出したこと もある。戊辰戦争では振遠隊を指揮し、明治維新後は秋田、 長崎、千葉、高知の知事などを歴任した。明治23(1890) 年には海援隊の同僚であった農商務大臣陸奥宗光の下で農 商務次官に就任した。明治29(1896)年に男爵を授けられ、 同31 (1898) 年に貴族院議員に選ばれた。

石田英吉が「亡友帖」を作成した経緯は、残念ながら明

らかではない。幕末維新の動乱を戦い抜き、多くの同士を 失いながらも生き延びた彼であるが、その胸中には果たし てどのような思いが去来したのであろうか。

(ささこ まさしげ 主題情報部人文課)

亡友帖 巻子本1軸 44.5cm 箱入

<請求記号 石田英吉関係文書1> ※東京本館所蔵

※「新政府綱領八策」は、電子展示会「史料にみる日本の近代」(http:// www.ndl.go.jp/modern/index.html) で画像およびテキストをご覧になれま す。また、世界各国の文化遺産を一望するウェブサイト「ワールドデジタ ルライブラリー」(http://www.wdl.org/) でも国立国会図書館から提供し たコンテンツの一つとして収録されています。憲政資料室での閲覧は、複 製物となります。

参考文献

- ●岩崎英重編『坂本龍馬関係文書』 日本史籍協会 1926
- ●宮地佐一郎編『坂本龍馬全集 増補4訂版』 光風社出版 1988
- ●松浦玲『坂本龍馬』(岩波新書) 岩波書店 2008
- ●中野浩気『二十三士』 中野浩気 1907





開館10周年を迎えた

国際子ども図書館

国際子ども図書館は、平成22年5月5日に開館10周年を迎えました。 10年の歩みを振り返るとともに、10周年記念展示会の内容をご紹介します。



写真左から 平成12年5月5日部分開館 平成14年5月4日全面開館記念行事でのテープカット 開館記念日のこどもの日にはためく鯉のぽり

国際子ども図書館 これまでの歩みとこれから

齋藤 友紀子

子どもの本と読書にかかわる多くの人々の夢と期待を受けて、平成12年1月に設立され、同年5月に旧 帝国図書館の建物の3分の1を改修して出発した国際子ども図書館も、早いもので今年10周年を迎えまし た。平成14年5月の全面開館を経て、国際子ども図書館は、「児童書専門図書館」「子どもと本のふれあい の場」「子どもの本のミュージアム」という三つの役割をもつ図書館として様々な活動を行っています。 この機会に、国際子ども図書館の誕生によって国立国会図書館のサービスにどのような変化が生じたのか を中心に、これまでの歩みを振り返ってみたいと思います。

1 国内外の児童書の収集・保存

国際子ども図書館設立以前の国立国会図書館の 児童書コレクションは、昭和23(1948)年の納 本制度施行後の児童書が中心で、明治・大正・昭 和前期に出版された児童書、特に児童雑誌は欠落 が多く、また、外国の児童書はほとんど所蔵して いませんでした。そのため、開館準備として平成 9年度から世界各国の基本的な児童書および資料 室に配置する調査研究用資料の購入を開始し、平 成12年度からは未所蔵の国内刊行児童書の収集 を開始しました。

国際子ども図書館が収集対象とする「児童書」 とは、「おおむね18歳以下の者が主たる利用者と して想定される資料」を指し、狭義の児童書のほ か、教科書(教師用指導書を含む)、学習参考書、 一部のヤングアダルト資料や漫画も含んでいま す。そのうち、長らく納本対象から外れていた学 校教科書の収集を平成14年度から開始し、平成 18年度からはメリーランド大学のプランゲ文庫1 に含まれる戦後占領期の児童書約8千冊のカラー マイクロフィルム化を開始しました。

納本制度に加えて購入や寄贈により資料の収集

に努めた結果、国際子ども図書館の蔵書は、この 10年間で約120か国の出版物40万冊を数えるま でになりました。児童書は保存よりも子どもの利 用に重点がおかれるため、破損・散逸しがちです。 このため、責任をもって収集・保存する機関が必 要ですが、各国の国立図書館においては、調査研 究図書館としての性質上、児童書の政策的優先順 位は決して高くありません。日本のみならず世界 の、特にアジア地域の児童書を収集・保存し、提 供する意味は大変大きいといえます。国際子ども 図書館の活動に刺激されて、国立の児童書図書館 を作る動きもいくつかの国で出てきています。

1 米国メリーランド大学図書館が所蔵する、1945年~ 1949年に日本で刊行された出版物(ミニコミ誌・紙を含む) の網羅的なコレクション。詳しくは本誌560(2007年11 月) 号 pp.1-15「特集 プランゲ文庫」参照。







児童書総合目録

http://kodomo3.kodomo.go.jp/web/ippan/cgi-bin/fKJN.pl?act=KW

児童書に関する総合的な情報発信

児童書総合目録は、平成9年度から開発され、平 成12年の部分開館時に館内およびインターネットで の提供を開始しました。この総合目録は、国内外の 児童書と児童書に関する資料の書誌・所在情報の ほか、あらすじなどの専門情報と本文のデジタル画 像データの一元的提供を目指した、当時としては先 駆的なものでした。書誌・所在情報については、児 童書を多く所蔵する5機関の参加を得て出発しまし たが、その後さらに2機関が加わり、7機関と国立 国会図書館の情報を提供しています。データの種類 も徐々に増え、現在は右の図のような情報を検索す ることができます。

児童書の画像データについては、昭和25(1950) 年以前(絵本は昭和30(1955)年以前)に刊行 された国内児童図書のうち、著作権の保護期間が 満了したものおよび許諾を得たもの約1,500タイ トルについて、平成12年度から館内での提供を 開始しました。インターネット上では、平成15 年度に「児童書デジタルライブラリー」として著 作権保護期間が満了した322タイトルの提供を開 始しました。その後タイトルを追加し、現在1,980 タイトルのデジタル画像を見ることができます。



児童書デジタルライブラリー http://www.kodomo.go.jp/ji-digi/

平成 平成 12年度 13年度 15年度 14年度 17年度 専門情報が デ分ー類 デ解参受 デあら 提供開 べ童行 ータを追加 が題間報の 受賞情報およ 5 書 さ 童 玉 - タを追 - タを追の 情れ 書総合目 提報した語に 在情報 よび デ本翻 「の訳 録 タ児刊 平成 8~9年度 平成 平成 15年度 23年度 12年度 でタ以童年児 提ル前雑以童 供画刊誌前図 タイトル提供 国際子ども図 提供開始 著作権調 (本文画像) 画刊誌前図 像行 デジ 5も0図 。昭 タ 館デ45と和 内ジ年児43 0書 館

児童書に関する情報発信の歩み

このように、国際子ども図書館では開館以来独 自の情報システムを開発・運用してきましたが、 館全体のシステム基盤に順次統合することにな り、児童書総合目録は平成23年度内に次世代総合 目録に移行、「児童書デジタルライブラリー」は平 成22年度中に「近代デジタルライブラリー」に統 合する計画で準備を進めています。また、現在、 資料のデジタル化を進めており、完了すれば、昭 和43(1968)年以前刊行の児童図書と昭和45(1970) 年以前刊行の児童雑誌のデジタル画像が、国立国 会図書館の三施設内で閲覧可能となります。



3 児童サービス担当者への支援

国際子ども図書館の基本的役割の一つに、「第 一線の児童サービスに携わる人とその活動を支 援する」ことがあります。国立国会図書館は以 前から公共図書館へのサービスを実施していま したが、これまで対象としていなかった学校図 書館に対する支援をどのように行うかが、課題 となりました。

資料面での支援としては、学校図書館の総数 が4万以上に上ることから、個別の資料の貸出し ではなく、国際理解をテーマに50冊程度のセッ トを1か月間貸し出す「学校図書館セット貸出し」 を行うこととし、平成14年11月に「韓国セット」 の貸出しを開始しました。その後、内容を更新 しつつ毎年種類を増やし、現在7種類のセットが 利用できます。平成22年3月末で、延べ1,512校 で7万2,765冊の利用がありました。この間に地 域の学校図書館へのセット貸出しを実施する公 共図書館も増え、公共図書館と学校図書館の連 携モデル事業として一定の役割を果たしたとい えるでしょう。

このほか、学校図書館からは、遠隔複写サー ビス(平成14年度~ 要登録)、文書によるレファ

レンス・サービス (国際子ども図書館でのみ受付) が利用できます。

いずれにしても、従来の1対1の対図書館サー ビスでは対応に限界があるため、インターネッ トによる情報発信を強化することとし、この3月 に、公共図書館、学校図書館、文庫等で子ども へのサービスを担当している方々の情報収集、 情報交換の場として、ホームページ上に「子ど もと本をつなぐ人のページ」を新設しました。 メールマガジンの発行も開始しましたので、あ わせてご利用ください。

児童サービス担当者に対する研修も、国際子 ども図書館の新たな課題でした。平成16年度に、 外部の専門家と国際子ども図書館の職員を講師 として「児童文学連続講座」を開催し、以後、 毎年1回、テーマを変えて開催しています。児童 サービスは、「本」を知り、「子ども」を知り、「子 どもと本を結びつける方法」を知ることが基本 といわれますが、児童文学連続講座は、国際子 ども図書館の所蔵資料を使って、本に対する知 識を深めることを目的としています。







子どもに対するサービス

国立の図書館が実施すべき子どもへのサービス として当初想定していたのは、「全国の子どもたち が地域の図書館や学校を通して利用できる電子図 書館サービス」と「来館した子どもたちのための 展示、各種イベントや見学等 | でした。しかし、 新聞紙上も含めた広範な議論の結果²、閲覧サー ビス、読書相談等も行うことになりました。平成 14年度の全面開館にあわせて、2階の大人用の資 料室とは別に、1階に「子どものへや」「世界を知 るへや」「おはなしのへや」を新設し、戦後の一 時期を除いては 国立国会図書館にとって未知の領 域であった3、子どもへのサービスに本格的に乗り 出しました。現在、「子どものへや」では約1万冊、 「世界を知るへや」では約1,500冊の児童書が利用 できます。土・日にはおはなし会、夏休み等の休 暇期間には各種イベント、平日には団体向けの見 学会などを実施しています。特に土・日は親子連 れでにぎわい、建物の魅力も相まって「子どもと 本のふれあいの場」として定着してきています。

電子図書館サービスとしては、上述の「児童書 デジタルライブラリー」のほか、草創期から1930 年代頃までの日本と欧米の絵本の名作を特定の テーマのもとに紹介する「絵本ギャラリー」の制 作に平成10年度から取り組んでいます。現在「絵 本ギャラリー」では、七つの編集プログラムと『コ ドモノクニ』掲載作品を見ることができます。懸 案となっていた子ども向けホームページ「国立国 会図書館キッズページ」もこの4月に立ち上げ、 インターネットを通じて利用できる子ども向けオ ンライン目録の検討も進めているところです。子 どもに対する電子図書館サービスは、10年を経て ようやく新しい局面を迎えようとしています。

5 「本のミュージアム」としての活動

国際子ども図書館では、児童書の魅力を広く一 般に紹介する効果的な手段として、開館当初から 展示を重視し、これまでに計34回の展示会を開 催しました。また、平成14年度からホールで小 規模な常設展示を行っています。今年は開館10 周年および国民読書年を記念して二つの企画展示 会を開催するほか、楽しいイベントを計画してお りますので、ぜひ上野の森に足をお運びください。

国際子ども図書館のサービスを支えている書庫 は、平成24年度には満杯となる見込みです。ま た施設的な制約のため充分に展開できていない サービスもあります。そのため、施設の増築・改 修を計画しており、現在設計作業を進めていると ころです。この間は、現行のサービスを維持しつ つ、特に全国の児童サービス担当者の役に立つ情 報の発信に力を注いでいきたいと考えています。

(さいとう ゆきこ 国際子ども図書館長)

^{2 「}児童書のメッカどう活用」読売新聞 平成8年9月1日朝刊 等 3 昭和23 (1948) 年6月から昭和25年3月まで、旧赤坂離宮の 仮庁舎で児童閲覧室を設置し、児童書等の閲覧サービスを提供して いた。入館資格は満10歳から15歳未満。







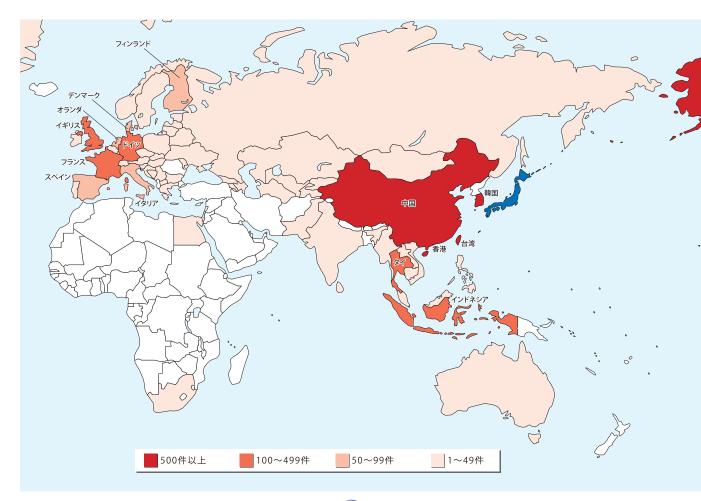
国際子ども図書館では、9月5日まで、 開館10周年及び国民読書年記念展示会 「日本発☆子どもの本、海を渡る」を開 催しています。

日本の子どもの本の国際的な広がりについて紹介するこの展示会では、所蔵資料を中心に、日本語の原書と30以上の国・地域で出版された翻訳版など約300点——おなじみの姿の、思いがけない雰囲気の、見慣れない文字の…いろいろな「日本発☆子どもの本」を展示しています。

「出版の塔」「文化の塔」「特別コーナー」 「音声展示」からなる展示会を誌上でご 案内します。







国際子ども図書館は、国立の児童書専門図書館として国内外の児童書を収集しています。外国語に翻訳された日本の児童書は、重点的に収集しているものの一つです。10年前の開館記念展示会「子どもの本・翻訳の歩み展」では、日本語に翻訳された海外の児童書をテーマとしましたが、10周年の今回はその逆に、海を渡った日本の児童書に光を当てました。

まず、上の世界地図をご覧ください。日本の児童書がどこの国・地域で多く翻訳され、出版されているのかが一目でわかる地図です。赤が濃いほど件数が多いことを表しています。近い国から遠い国まで、意外と多くの国や地域で日本の児童書が読まれていると思いませんか?

それでは、出版の塔に進みましょう。



出版の塔

今回の展示会は、国際子ども図書館の「外国語に翻訳刊行された日本の児童書情報」データベース(以下、翻訳データベース)¹をもとに企画・構成しました(データは平成21年8月末当時)。

出版の塔では、翻訳データベースから見えてきた年代別の翻訳出版の特徴、翻訳出版件数の多い 1~5位の国・地域、ノンフィクション作品の翻訳出版などについて紹介しています。

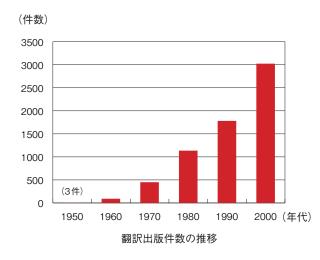
☆年代別の特徴と地域の広がり

年代別の翻訳出版件数は、次頁のグラフのとおりです。1950年代はたった3件だったのが、急激に増えています。翻訳データベースの情報で一番古い、石井桃子『ノンちゃん雲に乗る』のドイツ語版(1956年)をはじめ、各年代の特徴的な翻訳



版を展示しています。1960~70年代には欧米の 国々が多かったのですが、1980~90年代には韓国、 台湾などアジアの国・地域の件数が増えています。 そして1990年代には、長らくトップだったアメリ カに替わって韓国がトップの座に着きました。

アジアや欧米以外の国々でも、日本の児童書は





El gorrión de la lengua cortada 石井桃子再話 赤羽末吉画 Ediciones Ekaré-Banco del Libro c1990 <請求記号 Y18-A157>

翻訳出版されています。写真1は、南米ベネズエ ラの『したきりすずめ』です。

☆翻訳出版件数の多い国と地域

つづいて、翻訳出版件数の多い国・地域を紹介 します。トップ5は、1位から順に、韓国、台湾、 中国、アメリカ、フランスです。韓国では日本の 児童書の人気が高く、続々と訳されています。群 を抜いてよく読まれているという林明子の『おつ きさまこんばんは』のほか、絵本・物語・ノン フィクションと韓国版のいろいろな作品を展示し ています。台湾では、1960年代から日本の児童 文学が訳されていて、初期の翻訳作品は現在も多 く読み継がれているそうです。シリーズをまとめ て翻訳する傾向もあり、その一例として、台湾版 の「江戸川乱歩シリーズ」や「青い鳥文庫」を展 示しています。展示ケースを順に見ていくと、国 や地域によって受容される作品のタイプが異なる こと、出版の特徴が見えてきます。

1 社団法人日本国際児童図書評議会がまとめた翻訳出版 情報を、国際子ども図書館が開館時に引き継いでデータ ベース化したもの。その後、社団法人日本書籍出版協会お よび日本児童図書出版協会の協力によって得た情報や国際 子ども図書館で入手した情報を追加し、更新している。





写真2 『はじめてであうすうがくの絵本』安野光雅著 福音館書店 1982 <請求記号 Y11-1945>

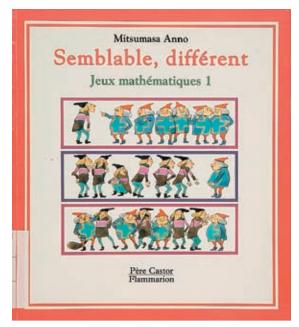


写真3 フランス版 Jeux mathématiques, 1. Semblable, différent Père Castor Flammarion c1994 <請求記号 Y11-A1089>

☆ノンフィクション

最後に、ノンフィクションの翻訳出版状況を見 てみましょう。「科学のアルバム | 「カラー自然シ リーズ」など、自然科学を取り扱ったシリーズは 世界各国で翻訳されています。科学の本なら言葉 を置き換えるだけで翻訳しやすいだろうと思った ら、大間違い! 写真や絵が入れ替わったり、説 明文が加わったり、翻訳先の事情によっていろい ろなことが起こります。

たとえば『はじめてであうすうがくの絵本』は、 原書では1冊のものが(写真2)、フランスでは個 人が買い求めやすいように章ごとに分冊になって (写真3)、表紙も変わっています。

文化の塔

文化の塔では、日本語の原書と複数の翻訳版と の比較、海外で出版された日本の昔話絵本を通じ て、文化の多様性をご覧ください。

☆絵本と物語

絵本と物語の原書と翻訳版を作品ごとに並べて 見比べられるようにしています。まど・みちお、 赤羽末吉、安野光雅といった国際アンデルセン賞 受賞作家・画家の作品やボローニャ国際児童図書 展の受賞作など、児童書の世界で高く評価されて いる作品や、長く読み継がれている絵本、人気の ある物語などを展示しています。懐かしい絵本や 好きだった物語に出会えるかもしれません。

翻訳データベースで一番翻訳出版件数の多い作 品は『窓ぎわのトットちゃん』で15件、二番目は『ひ ろしまのピカ』で12件です。『窓ぎわのトットちゃ ん』はフランス、インドネシア、ラオス、台湾、 エジプト、ロシアの6種類の翻訳版と原書を、『ひ ろしまのピカ』は中国や欧米諸国の6種類の翻訳 版と原書を展示しています。

表紙や挿絵、文章などは、翻訳先の文化や習慣 によって変わることもあれば、そのまま受け入れ

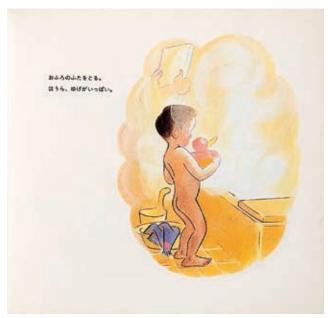


写真4 『おふろだいすき』 松岡享子作 林明子絵 福音館書店 1982 <請求記号 Y17-8586>

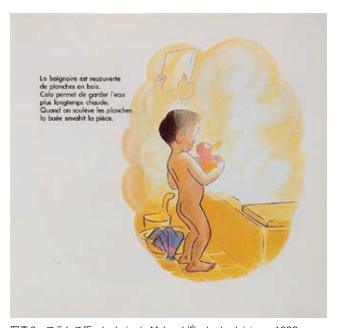


写真6 フランス版 Le bain de Mako L'École des loisirs c1986 <請求記号 Y18-A127>

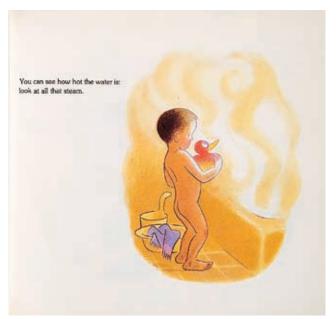


写真5 イギリス版 There's a hippo in my bath! J.M. Dent [1983] <請求記号 Y19-295>

られることもあります。

たとえば『おふろだいすき』という絵本は、男 の子がお風呂に入ろうとしている場面から始まり ますが (写真4)、イギリス版 (写真5) には原書 にある浴槽のふたが描かれていません。イギリス

では浴槽にふたがないため、ふたがあるのはおか しいという注文がついて、原書の画家が描き直し たそうです。しかし現地の文化と合わない内容 が許容されるケースもあり、フランス版 (写真6) は原書と同じ絵です。



『魔女の宅急便』では、原書の魔女の絵をその まま使っているものがある一方で(写真8)、カナ ダ版 (写真9)、スウェーデン版 (写真10) は、か なり違った印象になっています。現地では「魔女 は怖いもの」というイメージが強いため、元の絵 はかわいらしすぎて受け入れられず、現地の画家 が新たに描いたということです。

☆昔話

日本の昔話が海外へ伝わっていったのは、明治 時代に来日したお雇い外国人によって紹介された ことがきっかけともいわれています。彼らは、初 めて見聞きした日本の文化や風習や昔話に興味を 抱き、著作の中で紹介したのです。

未知の世界の珍しい昔話は、新しい作品のモ



写真7 『魔女の宅急便』 角野栄子作 林明子画 福音館書店 1985 <請求記号 Y8-2294>



写真8 韓国版 『키키의 마녀수업』 한림출판사 1994 <請求記号 Y9-AZ44>

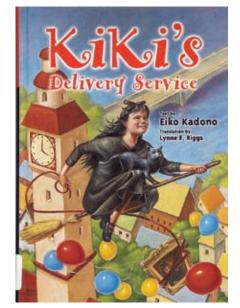


写真9 カナダ版 Kiki's delivery service Annick Press c2003 <請求記号 Y9-B12>

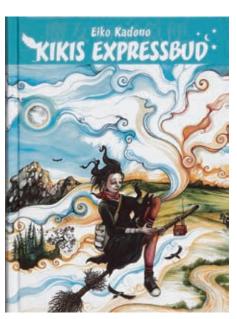


写真10 スウェーデン版 Kikis expressbud Ordbilder 2006 <請求記号 Y9-B38>

チーフとしても使われるようになります。

写真11は、フランスで出版された『桃太郎の冒 険』です。一見普通の桃太郎のように見えますが、 実は、フランスの健康食品会社が自社の製品の宣 伝のために桃太郎の話を元に制作した絵本です。 これは犬と出会って家来にする場面ですが、犬に 与えているのは、キビ団子ではなくその製品で、こ のあと、猿、キジにも与えています。



写真11 Aventures de Momotaro Édition de la Phosphatine Falières [18--?] 7枚目 <請求記号 KH22-A58> ※東京本館所蔵

「浦島太郎」や「鶴の恩返し」など、おなじみ の昔話が思いがけないストーリーに変化していた り、日本の風俗とは微妙にずれた挿絵が入ってい るなど、びっくりするような出会いがいっぱいで す。また、明治時代に海外へのお土産品とされた 美しいちりめん本のうち、昔話をテーマとしたも のを展示しています。



特別コーナーと音声展示

特別コーナーでは、個々の作品や作家について 興味深い話題を紹介しています。

「名前と鳴き声」のコーナーでは、絵本の主人 公姉妹の名前が、翻訳版では現地で親しまれてい る名前に変わっていたり、動物の鳴き声が国に よってちがっていたり、といった豆知識をご紹介



します。このほかの三つのコーナーでは、宮沢賢 治、「ぐりとぐら」シリーズ、サダコストーリー² を取り上げています。

音声展示コーナー (上写真) では、長年にわたっ て子どもたちに人気の絵本『ぐりとぐら』の冒頭 ページを、9種類の外国語で聴くことができます。 朗読にあわせて、大画面でぐりとぐらが森に入っ ていく場面の絵とそれぞれの言語のテキストも見 られ、目でも耳でも楽しめる一画となっています。

日本の児童書の翻訳出版についてのまとまった 研究はたいへん少ないのが現状です。この展示会 をきっかけに、興味をもつ方が増え、研究が進むこ とになれば幸いです。国際子ども図書館は、その ための資料を収集し、ご利用をお待ちしています。 (国際子ども図書館

「日本発☆子どもの本、海を渡る」展示班)

展示内容の一部は、ホームページ上の電子展示会(国 際子ども図書館ホームページ>「日本発☆子どもの 本、海を渡る」電子展示会(http://www.kodomo.go.jp/ anv10th/index.html)) でもご覧になれます。

2 広島の平和記念公園にある「原爆の子の像」のモデル 佐々木禎子さんが、2歳で被爆して10年後に白血病を発病 し、病床で千羽鶴を折り回復を祈りながら亡くなったとい う実話に基づく物語。日本の作品ではないが、日本の実話 が海外で作品化され、世界各国で翻訳出版された例である。



国立国会図書館を見学してみよう

国際子ども図書館編

国立国会図書館は、国民の皆様に施設や機 能を広く知っていただくために、東京本館、 関西館、国際子ども図書館で館内見学を行っ ています。

国際子ども図書館では、国立の児童書専門 図書館としての機能や歴史ある建物などをご 案内する館内見学を実施しており、平成21 年度には約2千人以上の方々が訪れました。

これから誌上にて、見学コースの一例をご 案内します。







1 子どものへや

天井一面に設置されてい る照明は「光天井」といっ て、部屋のどこにいても ほとんど影ができないよ うになっている。

- 2 世界を知るへや
- 3 世界を知るへやの天井 館内の漆喰彫刻は非常に 細かく、修復には様々な 苦労があった。

国際子ども図書館とは

国際子ども図書館は、平成12年5月5日に開館 しました。現在約40万点の児童書とその関連資 料を所蔵しており、子どもと本の出会い、また、 子どもの本と出版文化に関する調査研究を支援す る役割を担っています(詳細は本誌pp.5-8参照)。

建物にも見どころがたくさんあります。国際 子ども図書館の建物は、明治39(1906)年に帝 国図書館として建てられた歴史あるもので、そ の内装や構造を最大限に保存しながら、改修・ 増築を行ってきました。きれいに修復された内 装や、昔のままに残された扉や窓枠、現代的な ガラスとコンクリート建築に包まれたレンガの 壁など、明治から平成を感じることのできる空 間となっています。

1階 子どもと本の出会いの場

「子どものへや」には、物語、絵本、知識の本など 約1万冊の児童書があります。様々なテーマの小展示 を行うなど、本を楽しめる空間となるよう工夫してい ます。元は貴賓室として使われていた「世界を知る へや」は内装も見ごたえがあります。こちらには、世

4 第二資料室

- 5 2階廊下 (奥は第二資料室) 天井のアーチが特徴的。

ハンドルで書架を動かし て資料を取り出す。

7 大階段

鋳鉄と欅でできた手すり には安全のためガラスの カバーがついている。天井 部分には、館内で唯一、明 治から残っているシャン デリアが輝く。









界各国の歴史、地理、言語、昔話など様々な角度か ら国際理解を深めることのできる本を揃えています。

2階 調査研究の場

2階には二つの調査研究用資料室があります。 第一資料室は日本を含むアジア、第二資料室はそ れ以外の世界各国の児童書とその関連書を置いて います。満18歳以上の方がご利用いただけます。

書庫 大切に保存するために

続いて、普段は入ることのできない書庫です。

書庫部分は、3階建の建物を7層に区切って天井 を低くし、集密書架を使うことで限られたスペー スを有効活用しています。資料を長期にわたっ て良い状態で保存するため、書庫内は常に室温 22℃、湿度55%に保たれています。

大階段 明治期の意匠を鑑賞

1階から3階へ吹き抜けになった階段は、装飾が 美しく、雑誌やテレビでの紹介でもよく取り上げら れる場所です (室内以外は写真撮影可能です)。手 すりはおよそ100年前から使われているものです。



8 ホール

- 9 エディキュール (小神殿) (本のミュージアム) 右側の扉は書庫へつな がり、左側の扉を開く と明治から残るレンガ の壁が現れる。
- 10 外壁の装飾
- 11 本のミュージアム 天井の高さは約9m。
- 12 ラウンジ











3階 展示会など楽しみたくさん

続く3階では、企画展示会や講演会などを行っ ています。

「本のミュージアム」は、帝国図書館時代は普 通閲覧室として使われていました。高い天井の漆 喰彫刻や可憐なシャンデリア、大きな窓などは、 見事な美しさです。

ホールは昭和4年に増築された部分で、張り出 し窓では外壁の装飾を間近に見ることができま す。こちらには、18~20世紀の名作絵本をデジ タル化した「絵本ギャラリー」や様々なDVDなど、

パソコンを通して楽しめるコーナーがあります。

見学ツアーはここで終了です。長く歩いてお疲 れになった後は、ガラス張りの明るいラウンジで 緑あふれるテラスを眺めながら、縁側のような雰 囲気で休憩してはいかがでしょうか。皆様が、国 際子ども図書館を訪れてくださることをお待ちし ています。

(国際子ども図書館企画協力課)

建物クイズ











見学のご案内

国際子ども図書館では、大人向け、子ども向けの ご要望に合わせた内容の見学を行っています。い ずれも予約が必要です。詳しくは国際子ども図書 館ホームページをご覧ください。

○大人向け

国際子ども図書館ホームページ>ご利用の案内> 見学・ツアー

http://www.kodomo.go.jp/info/tour/index.html ○子ども向け

国際子ども図書館ホームページ>子どものへやか ら>子ども向け見学のご案内

http://www.kodomo.go.jp/childroom/visit/index.html

また、火・木の午後2時からは、手続きが簡単で、 当日参加も可能なツアーも行っています。

http://www.kodomo.go.jp/info/tour/index.html#tour

「国立国会図書館キッズページ」では、バーチャル ツアー「探検してみよう!」をご覧いただけます。 http://www.kodomo.go.jp/kids/index.html



。工職木客の脚、鮮黒、柴荪。和の暗周代のやへる吠き界世争。歎吝の胡ど重愴さってをか可き信 。[〉&(幺) 登すま] 示表の霜の段割大彫 。るいてきずず 縫龍の前す百端 。鷸蒌のいす手の段割大⑤ 。るいてれち置號本ねコ土の財量 。捨雷選① え答 ストク献慙

館内 スコープ

子どもと本のつなぎ手として

「本、面白かった! また来るね。 ばいばーい!」「おはなし会、楽し かった! おはなし会で読んでた本 はどこ? | 国際子ども図書館児童 サービス課職員の元気の源は、こん な子どもたちの元気な声です。国際 子ども図書館の1日は、特に週末と もなると、にぎやかに過ぎていきま す。図書館1階の「子どものへや」

では、赤ちゃん連れのお母さんに絵本を紹介し たり、宿題で点字について調べている小学生に 調べ方を案内したり、昔読んだ絵本を探してい る大人の方からのレファレンスを受けたり、と いった図書館員らしいことはもちろん、迷子と 一緒におうちの人を探したり、「帰りたくない」 と泣き出した子をおうちの人と一緒にあやした りすることもあります。実をいえば、私は、昨 年7月に永田町の東京本館から異動してきた当 初、子どもたちの元気な声(時には大きな泣き 声も…)が響く館内に驚いていました。しかし すぐに慣れ、今では、元気な声が聞こえないと 寂しく感じるほどです。

国際子ども図書館には、子どもたちに対する 直接サービスで得られた経験・知識を生かして、 全国の公共図書館、学校図書館などで働く「子 どもと本をつなぐ大人 | を支援するという大き



春のおたのしみ会の様子

な役割があります。「子どもと本をつなぐ大人」 への支援は、間接的にですが、(来館できない 子どもたちも含めた) 全国の子どもたちへの サービスにつながっています。そのため今後は、 児童サービスに関する参考情報の発信など、こ うした方々に向けたサービスにより一層力を入 れていきたいと考えています。

国際子ども図書館で働く中で、子ども時代に 読んでいた本に再び出会い、それらが今の自分 の一部となっていることに気がつきました。多 くの子どもたちに、こうした本の素晴らしさを 知ってほしい。子どもと本のつなぎ手として、 まだまだ新米ですが、来館した子どもたちはも ちろん、全国の子どもたちに本の素晴らしさを 伝えられるよう、努力していきたいと思います。

(児童サービス課企画推進係 ぐるんぱ)



納本制度の役割と「欠本はなぜ生じるか」

藤太 中香里 (明治大学国際日本学部准教授)



編集者生活と納本制度の意義

はじめて国立国会図書館に足を踏み入れたの は、卒論を書くときだったろうか。当時「20歳以 上の人しか利用できない | 1 国立国会図書館は普 通の図書館とは趣が違っていて、入るのにちょっ と緊張したのを覚えている。まだ、国立国会図書 館の何たるかもよく知らない頃のことである。

その後、出版社(筑摩書房)に入社して、調べ 物をしなければならない機会は、学生時代より格 段に増えた。著者が執筆の参考とするための資料 を探す。あるいは、著者の記述に間違いがないか どうか元の本にあたって確かめる。

最も資料を集める必要があったのは、上野千鶴子・ 小倉千加子・富岡多恵子三氏の鼎談による『男流 文学論』を編集していたときだ。批評家が男性ば かりであることによって、作品の評価にどうバイ

アスがかかるか。女性作家の作品を「女流」と呼 ぶのなら、男性作家の作品だって「男流」ではな いか。それを検証する、というのが編集のコンセ プトだったので、対象となる男性作家の当該の作 品だけではなく、作品をめぐる当時の批評もすべ て集めなくてはならない。各種の文献をあたり、 資料の題名はわかっている。だが、その本は、雑 誌は、新聞は、いったいどこにあるのか?

「納本制度というのがあって、日本中で出版さ れたすべての本は国会図書館に入る。国会図書館 には時代を問わず、ありとあらゆる日本の本が集 まっている。

そう先輩から教わったのは、入社何年目のこと だったろうか。えっ、本当に!? だったら国会図 書館に行けば、全部の資料がいっぺんに調べられ るんだ! 驚くと同時に、心強く思った瞬間だった。

だが、当時の国立国会図書館は使いにくく、「ま ず、広尾の都立中央図書館に行け。あっちの方が 使いやすい。それで本がなければ国会図書館へ行 け」が先輩の教えだった。当時はまだ、ネットに よる検索システムはなく、資料を探すにはまず、 実際に図書館に行ってみるしかなかったのだ。

しかし、「国会図書館に行けば、日本でこれまで に出版されたすべての本がある」――それは、日 常的に「調べる」ことを生業にするものにとって、

¹ 現在、東京本館および関西館では満18歳以上を入館資 格としている。

底支えとなる感覚だった。そして、自分たちが今、 まさに生み出し続けている数々の出版物もまた、 納本制度を通じて国立国会図書館に収められ、未 来の読者のために、何十年、何百年と受け継がれ ていく。だからこそ、未来の人々もまた、現物に あたって調べ、「確かめる」ことができるのだ。

「裏を取る」、推測や想像でものを言うのでなく、 確かな資料にあたり「事実に基づいた分析」をす る――インターネット時代になって、言論に携わ る人々の間ですら徐々に薄れてきつつある感覚で ある。

しかし、その確かさがない言論は、流言蜚語と 選ぶところがない。「裏を取る」こと、「事実に基 づいた分析 | をすること、それがあって初めて、 言論は、その上に新たなものを積み重ねていける だけの強さを持ち、さらに未来に受け継がれてい くだけの力を持つ。その基礎を支えてくれるのが、 「文化財の蓄積及びその利用に資するため」(国立 国会図書館法第25条第1項)に定められた、国立 国会図書館への「納本制度」なのである。

欠本――納本制度の限界

納本制度の対象になるのは、本(図書)ばかり でなく、雑誌・新聞、各種広報・報告書など官公 庁の出版物、紀要など大学の出版物、また、楽譜、 地図、CD-ROM、ビデオ・DVD、音楽CD、マイ クロ資料など各種に及ぶ。

図書類は、納本されるとまもなく書誌データが 作成され、『日本全国書誌』に書誌データが載り、 広く国民や図書館などの利用に供される。また、 学術雑誌を中心に雑誌1万8千誌(うち1万誌が 現在刊行中の雑誌)の記事索引が作られ、これも データベースとしてホームページ上で自由に検索 できる形で提供される。

しかし、この納本制度も、出版物のすべてを網 羅しているわけではない。理論上はすべての出版 物が集まっているはずの国立国会図書館にも、実 は数多くの欠本がある。なかでもとくに欠本の多 い分野がある。

私が否応なくそのことに気がつかされたのは、 編集者の仕事とは別に、評論活動、とくにマンガ をめぐる研究を始めてからのことであった。

みなさんもご存知の通り、マンガというものは 一般に、図書館にはおかれないものである。マン ガは一切収集しない、と明確に決めている図書館 も多いし、最近までマンガは、資料として収集に 値するものとは思われてこなかった。ただの娯楽 だから読み捨てでいい、とされてきたのである。

しかしそれでは、研究の上では困る。

先に言った、記憶の「裏を取る」こと、「確か な資料にあたり、事実に基づいた分析をすること | ができなくなるからである。

とくに、そのときそのときの読者の価値観や風 俗をかなり反映していると思われる日本マンガ は、時代時代の風潮の移り変わりや、風俗の移り 変わりを知る上でも貴重な資料である。「世界に 冠たる | と言われるようになった日本マンガの技 法がどのように発展してきたかを分析する上で も、具体的な資料は欠かせない。だが、その資料 がない。

もちろん、内記稔夫氏による早稲田の「現代マ ンガ図書館~内記コレクション」や、昨年御茶ノ 水にオープンした「米沢嘉博記念図書館」(母校 に寄贈された故米沢嘉博氏の蔵書を明治大学が公 開) のように、篤志家によって収集され、一般の 利用に供されるようになった資料もある。

しかし、それも基本的には個人の蔵書で、完全 なものではない。そこで期待されるのが、マンガ であろうと区別せずに納本制度の対象としてきた 国立国会図書館の資料だ。資料に優劣をつけない、 あらかじめセレクトせずにすべて収集する、とい う納本制度の精神が生きる場面である。

ところがこれが、実際には欠本だらけなのだ。



とくに古い時代のものが穴だらけで、比較的新し くとも、雑誌によっては、まったく入っていない もの、ほとんど入っていないものもある。内記コ レクションや米沢嘉博記念図書館の方が揃ってい る雑誌や分野も多い。

とはいえ、そこは国立国会図書館。ここにしか ない資料も数多く、マンガ研究者は実に足繁く 通っているのだが(実際、調べに行けば誰かに会 うことが多い)、なぜ、これほど欠本が出るのか? それが長年の疑問であった。

欠本はなぜ牛じるか?

もちろん、大手はともかく、弱小の出版社の中 には、はなから、国立国会図書館への納本の義務 など考えてもいない出版社が多かろう。とくに風 俗系の、「官能」を売りにして、警察とのいたちごっ こを繰り返しているような版元では、「納入して 証拠を押さえられたくない」という明確な理由も あるかもしれない。

しかし、戦前こそ「検閲 |のための納本だったが、 戦後の納本制度は「検閲」とは切り離されている (ここは大事なポイントである)。それに、自販機 本や自費出版本はいざ知らず、日本の「書店に並 ぶ|本や雑誌は必ず「取次|(本の卸業。日本は これがとくに発達しており、東販と日販の二大取 次が流通のほとんどを占める)を通しているはず だから、小部数でふつうの流通には乗らない本を

扱う地方小取次をも含め、「取次」を通る本や雑 誌をすべて1冊ずつ押さえさえすれば、本来、少 なくとも書店に並ぶ本に関しては、納本漏れは起 こらないはずなのである。しかし、民間出版物の 実際の納入率は、取次経由の図書で88%、新聞・ 雑誌で85%。

これを100%に近づけることはなぜできないの だろうか?

納本制度についての今回の原稿を書くにあたっ て、この疑問を現場にぶつけてみた。

まず、納本されていない本のデータをどうやっ て知るのか? 100%の母数はどこでとるのか?

これはやはり想像通り、外周は厳密には決め られないので、毎月、取次の扱いリスト等、各 団体が出しているデータを総合して、あるべき 総体を決め、リストには存在するのに、納本は されていない出版物と版元を洗い出す。これが 毎月約4千件。

そのうち、家計簿・日記帳・カレンダーなど、 納本対象でないものをはずし、納本対象なのに 4か月待っても納本されないものに関しては、取 次を通して督促をする(納本は基本的に取次を通 してなされており、4~10月が東販、11~3月が 日販の扱いと、半年毎に取次が替わることになっ ている)。たいていの場合、1回の督促でほとん どが納本されるが、それでも納本されないものに 対しては4か月ごとに督促し、それを3回繰り返す。



それでも納本されないものについては断念せざる をえない。

なかで雑誌は、欠号が出るのが一番怖いので、 毎月欠号を調べて督促。また、高額で頒布してい る統計データなど、図書館にあると売れない…と 版元が思うようなものに関しては、発売後1年たっ た時点で督促、など工夫しているそうだ。

だが、こうした督促を始めたのはここ数年のこ とだそうで、それ以前の欠本に関しては、このよ うに組織的な督促は行われていなかったらしい。

しかし、いずれにせよ取次を通じて欠本の納本 を促すのなら、どうして最初から新刊時に、すべ ての本や雑誌を1冊ずつ、取次から納入させない のか、という疑問が残る。

国立国会図書館法上は、納本は出版者の義務と

されており、これまで執行されたことはないが、 実は罰則もある²。ならば、最初から強制的に「取 次が扱うすべての出版物 | を新刊時に1冊ずつ納 入させればいいではないか。

しかし、現状ではそうなっていない。

いろいろ聞いてみると、現状のシステムは、出 口(取次)で本を押さえるのでなく、取次への納 入時に(つまり入口で)出版者が、「この本はA 書店に納入」というのと同じく「国会図書館に納 入」と指示するシステムになっているのである。 なるほどそれなら、最初の時点で納入の指示が漏 れてしまったり、途中で指示が行方不明になると いうことも起こりうる。ましてやコンピュータ管 理が今ほど徹底していなかった昔ではなおさらの ことだ。

これは、納本には無償のケースと有償のケース があり、この無償・有償の区別は出版者が決めて いる(雑誌は無償で納入してくれる場合が多い) ため、出版者が納入時にその指示を出す必要があ るという事情に負うところが大きいようだ。しか し、本来は罰則制度もあることだし、取次が扱っ ている出版物は、新刊時にすべて強制的に取次か ら納入させ、納入されたものについて有償・無償 の別を出版者に申告させる、という方法にしたほ うが、欠本が防げるような気がしてならないのだ が、どうだろうか。



書店にない本、発禁本

さて、最後に、この文章を書くにあたって、国 立国会図書館の蔵書の中でも特別な、限定版の本 とか、戦前の発禁本などを見せていただいたのも、 今回嬉しい経験だった。

布製や皮製の表紙にダイヤ3やオパールやカメ オ⁴を埋め込んで、版画をあとから貼りこんだ、 超贅沢な限定本の数々。たとえば大庭みな子の 二百部限定『三匹の蟹』は著者自身の描いた女性 像をエッチングで彫りこんだメタルの飾りが表紙 に埋められてあった。

あるいは、蓑虫の殻で装丁した本(古書の世界 でも有名らしい)とか⁵、海苔で装丁した本とか⁶。 透かし彫りの鉄でできた綺麗な覆い箱に入って、 表紙に凝ったレリーフの十字架があしらわれてい る夏本とか 7 、目を瞠るほど小さな夏本(35ミリ ×3.5ミリ) とか8。

これらの私家版や限定本たちは、取次を通さず、 著者や出版者から直接寄贈されたものである。自 費出版の本や同人誌なども、寄贈されれば、国立 国会図書館では半永久的に保存して後世に伝えて くれるのだ。

『小説神髄』9の初版本が和綴じだったのも私に

は発見だったし、明治初期 の、江戸時代からの移行期 にあたる本がほんとうに 美しくて貴重だった。

明治時代の翻訳では、 『愛ちゃんの夢物語』¹⁰と か『人肉質入裁判』11とか、



何の本かわかるだろうか? 『愛ちゃんの夢物語』 は「アリス・イン・ワンダーランド」、『人肉質入 裁判』は、そう、お察しの通り「ベニスの商人」。



この時期、シェークスピアは 歌舞伎の外題風に訳されてい たのだ。

戦前の検閲で文章の削除を 命じられた永井荷風が、当該 の箇所を墨塗りにする代わり に、筆に錠、恋と女に十手、 本に手鎖の挿絵を描き、「やっ てられねぇぜ」というのもま

た工夫¹²。

現在の納本制度は、戦前のように検閲のためで はなく、貴重な文化財を後世に伝えていくために ある。たとえ発禁になり、一般には読むことがで きなくなったものでも、後世に伝えられれば、ま たその発禁処分の妥当性を検討することもできる。

文化の礎を支え、検証可能なものとして後世に 伝えていく納本制度。それが十全に役割を果たし ていくことを願ってやまない。

(ふじもと ゆかり)

- 2 国立国会図書館法第25条の2に、「発行者が正当の理 由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなか つたときは、その出版物の小売価額(小売価額のないとき はこれに相当する金額)の五倍に相当する金額以下の過料 に処する。」と定められている。
- 3 『影の神 宗谷真爾創作集』宗谷真爾著 口絵・オリジナ ル・エッチング: 増田陽一 野田書房 昭和48(1973)年 <請求記号 KH561-91>
- 4 『忘却の川 詩画集』前田静秋詩 宮下登喜雄画 ギャ ラリー吾八 昭和39(1964)年
- <請求記号 911.56-M127b>
- 5 『書斎の岳人』小島鳥水著 書物展望社 昭和8 (1934) 年 <請求記号 新別し-4>
- 6 『当世豆本の話』斎藤昌三著 青園荘 昭和21 (1946) 年 <請求記号 UM11-33>
- 7 『きりしとほろ上人伝』芥川龍之介著 創作豆本工房 昭和58(1983)年 <請求記号 Y99-671>
- 8 「トッパン・マイクロ・ブック」シリーズ(凸版印刷 1964-1965年)から『ゲッティスバーグ宣言』 <請求記号 Y99-27 >、『小倉「百人一首」』 <請求記号 Y99-28 >、 『モーゼの創世記 第1章』 <請求記号 Y99-29 >、『飲 中八仙歌』<請求記号 Y99-30>
- 9~11「近代デジタルライブラリー」(http://kindai.ndl. go.jp/)でご覧になれます
- 12 『散柳窓夕栄』永井荷風著 籾山書院 大正3(1914)年 <請求記号 特102-384>(ご利用はマイクロフィッシュ となります)

納本制度の歩み その先へ

蔵書構築は、図書館にとってサービスの基礎であり、国立国会図書館は、納本、購入、交換、寄贈など、 様々な方法で資料を収集しています。中でも、納本制度は、その国の出版物を国立図書館などに納入する ことを発行者に義務づける制度であり、国立国会図書館の蔵書の基盤は納本制度によって支えられていま す。5月25日の納本制度の日を記念して、その歴史を振り返ってみましょう。

	戦前の約	納本制度		現行	対本制度の創	成期
1869 (明治2)	1875 (明治8)	1893 (明治26)	1909 (明治 42)	1948 (昭和23)	1949 (昭和24)	1951 (昭和26)
出版条例による納本	新聞紙条例による納本	出版法による納本	新聞紙法による納本	(現行の納本制度の始まり)	納入開始地方公共団体の出版物の代償金の交付、	一括納入開始出版取次懇話会による

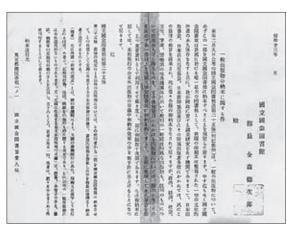
日本の納本制度は、明治政府の誕生とともに 始まりました。出版者が文部省(後に内務省) に出版物を納め、そこから国立国会図書館の前 身である帝国図書館に移す制度でした。目的は、 治安・風俗維持のための出版取締りであり、検 閲が行われました。国政審議等の公用や文化財 の蓄積を目的とする現在の納本制度とは大きく 異なっています。

国立国会図書館に納本された出版物は…

- ○国民共有の文化的資産として大切に保存されます。
- ○図書館資料として国会、行政、司法、国民に対す るサービスで利用されます。
- ○書誌データが作成され、「日本全国書誌」への掲載 や国立国会図書館の蔵書目録データベースに収録 されることにより、誰もが手軽に出版物の情報を 知ることができるようになります。
- ○国等の出版物の場合、外国との間でお互いの出版 物を交換することにより、外国の出版物を入手し たり、日本を理解してもらうための資料として役 立てられます。

昭和23年(1948)年の国立国会図書館の誕生 とともに、新しい納本制度が導入されました。当 初は、戦後の用紙不足や占領軍などへも出版物の 納入が義務づけられていたこともあり、納入状況 は芳しくありませんでした。このため、昭和24 年には出版・納入のための費用を補償する代償金 の制度が、昭和26年には、取次会社を通じて一 括して納入する運用が始まりました。

この時期に納本制度の基礎が築かれたのです。



昭和23年5月18日に発送された納本の依頼状





納	木	制	度	\mathcal{O}	発	展	詌
/NF J	·+-	1113.1	1 X	~ /	76	/LX	75/.1

2000 2002 2004 (平成14) (平成12) (平成16) 一括納入開始 教科書協会による 納入対象とする出版物を 納入開始 電子出版物の 政法人等の

納 本 制 度 ―― そ の 先 へ

2010 (平成22)

公的機関の独立行政法人等の公の機関の、地方公共団体、 制度的収集開始 インターネット資料の

情報技術の発展とともに、伝統的な紙の出版 物だけではなく、CD、DVDなどの電子出版物や インターネット上の出版物が登場してきました。 平成12年に国立国会図書館法が改正され、CD、 DVDなどの「パッケージ系電子出版物」が納本 対象に加えられました。

また、行政改革とともに国の機関の多くが独立 行政法人となりましたが、平成16年の国立国会図 書館法改正により、これらの機関の出版物も国や 地方公共団体と同じく納本の対象となりました。

これらの改正は、外部有識者による納本制度審 議会の答申を受けて行われました。納本制度審議 会(平成9年~11年3月は納本制度調査会)は、 納本制度の改善およびその適正な運用に資するこ とを目的として設置されたもので、館長の諮問に 応じ、納本制度に関する重要事項及び代償金の額 に関する事項を調査審議し、館長に意見を述べる ことを任務としています。

平成22年4月に改正国立国会図書館法が施行さ れ、法律に基づく、国、地方公共団体、独立行政 法人等の公的機関のインターネット資料の収集を 開始しました。これは、平成16年の納本制度審 議会の答申「ネットワーク系電子出版物の収集に 関する制度の在り方について一に基づき、納本制 度とは別の制度と位置づけられています。

現在、納本制度審議会では、民間のオンライ ン出版物(図書、逐次刊行物等に相当する情 報)の収集について審議が行われています(本誌 pp.35-36「NDL NEWS」参照)。

このように国立国会図書館が収集する資料の範囲 は広がっていますが、従来の納本制度の意義、目的 は変わりません。今後もご協力をお願いいたします。 (収集書誌部)

立国会図書館

納本月報

納本された出版物の目録――「日本全国書誌」の草創



「納本制度」とは、ある国の出版物をその国の責任ある機関 に納入するよう発行者等に義務づける制度です。国立国会図書 館法には、この納本制度とともに、「一年を超えない期間ごと に、前期間中に日本国内で刊行された出版物の目録又は索引を 作成」すること、すなわち「全国書誌」の作成が定められてい ます。全国書誌 (national bibliography) とは、ある国で刊行 された出版物を網羅的に記録しようとするもので、世界各国で 主に国立図書館によって作成されています。

国立国会図書館が開館し、納本制度が導入された昭和23年 に、現「日本全国書誌」の源流といえる『納本月報』第1号が発行されました。納入または寄 贈を受けた民間出版物のうち、図書を収録したものです(1)。

当時の国立国会図書館法第25条は、「…発行者から、一部を国立国会図書館に納本させて、 その代償として定期に作成する全日本出版物の目録で当該出版物を搭載した分を、館長は遅滞 なく納本者に送付する。」となっていました(下線は筆者)。当時の担当者によると、この「全 日本出版物の目録」とは何を指すのかについて館内で議論があり、「(大部な目録) 一冊でなく てはならない道理はなく|「出版者の立場から見れば、よりスピーディな反応を欲している| などの意見から月報・季報の発行となりました(2)。余談ですが、創刊当時の館内の反応は、「装 釘やデザインが粗末 | 「目録法上の誤り | など 「嘲笑と悪罵 | の冷ややかなものだったようです。

『納本月報』は、昭和24年の第10号を最後に、『国内出版物目録』と改題し、その後も編集 方針の変更や改題等を経て、現在は「日本全国書誌」となってホームページで提供されていま す(右画面)。媒体や体裁は変わりましたが、発刊当時の「出版物の宣伝に奉仕する意味が含ま

れていることを忘れてはならない|⁽³⁾という視点は、現在 にも通じるものでしょう。

(収集書誌部国内資料課 梶田 英知)

- (1) 官庁出版物は第4号から収録。同時に発刊した『納本季報』で新刊雑誌およ び新聞を収録していたが、第2号で『納本月報』に一本化した。
- (2) 山下信庸『わが国の出版物の納本制度について-民間出版物の部-』国立国 会図書館 1968 pp.17-18
- (3) 山下 前掲書 p.19

	885	・ は 単 は ・	
-			
*904048			
		p44	
*0808			
	-		

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、 日本国内の出版物を広く収集しています。 このコーナーでは、主として取次店を通さない 国内出版物を取り上げて、ご紹介します。

ニッポンの棚田

棚田学会10周年記念誌

棚田学会理事会監修

〒183-8509 東京都府中市幸町3-5-8 東京農工大学農学部 地域生態システム学科千賀研究室

2009.7 144頁 図版15頁 26 cm <請求記号 DM253-J13>

日本にこんなに美しい棚田があったのか!! こ れが本書収録の写真に誰もが思う最初の感想ではな いだろうか。実際に棚田をみたことのある人は、最 初に鳥肌が立つような感動を覚え、そのあとに安ら ぎと潤いを感じたときの心のゆらぎを思い起こすで あろう。

棚田が美しいのにはわけがある。何十年も石を積 み上げてつくられ、人々を養うために米をつくり、 それを長く続けられるように、何代もわたり農家に よって大事に手入れされてきたからである。反対に 米づくりをやめれば、たちどころに石は崩れて棚田 は「自然」にもどってしまう。

棚田は美しいばかりではない。経済価値(米づく り)、環境価値(生物多様性・環境の保全)、文化価 値(民俗・田園景観の形成)、そして国土保全機能 (地すべり・洪水・災害の防止)がある。これらの価 値や機能は、眼には見えない部分もあるが、そこに 暮らす人々はもちろんのこと、都市の人々にとって なくてはならないものである。

そのようにすばらしい棚田を守り保全するには、 そのための手立てが必要である。都市の人々も参加 する「棚田オーナー制」などの取組みやボランティ アの棚田保全活動もある。にもかかわらず、棚田は 減り続けている。第1回全国棚田サミット(高知県

ᡑまはらむら 梼原村)が開催され た1995年には22.3万 haの棚田があった が、2005年には『2005 年農林業センサス 第 7巻』によれば13.8 万 ha (5万4,400か所) となり、単純に計算 してもこの10年で約 4割が失われた。そ



うしたなか、棚田の価値や情報・状況を発信しよう と、1999年8月、棚田学会が発足したのである。

本書は、上記の内容をよく理解している88(棚 田だけに「米」である)人による「文集」である。 棚田の歴史・定義・役割・機能・保全活動、棚田学 会の設立経緯などがまとめられている。執筆者は大 学や高校の教員、研究所の研究員、博物館の学芸員、 国や地方自治体の職員、首長・議員、作家・ジャー ナリスト、農家、市民・地域住民、そして写真家な ど多彩である。

本書にはカラー、モノクロのすばらしい写真があ るが、やや少ないようにも思えた。もっとも、眼下 にみる棚田に勝るものはない。筆者も本書で紹介さ れている2~3の棚田を実際にみたことがあるが、 圧巻、感動そのものである。実際に棚田をみてから 本書を読むのもいいかもしれない。

(調査及び立法考査局農林環境調査室主任

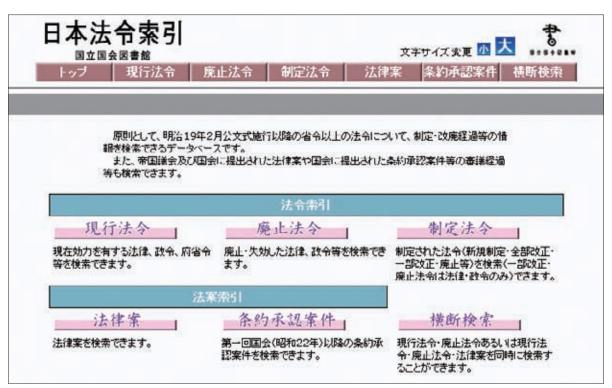
矢口 克也)

※入手をご希望の際は、棚田学会事務局 FAX 042(336)1299、 電子メール tanadagattukai@yahoo.co.jp までお申し込みく ださい。価格は2,000円(送料別)です。

Index Database to Japanese Laws, Regulations and Bills

日本法令索引が新しくなりました

国立国会図書館の「日本法令索引」と「日本法令索引〔明治前期編〕」は、近代国家成立から現在 までの日本の法令情報を検索することができるデータベースです。この5月にリニューアルした「日 本法令索引」を、新しい機能を中心にご紹介します。



http://hourei.ndl.go.jp/

■法令・法案の本文(条文)が参照できます

「日本法令索引」は、原則として明治19年 2月以降の省令・規則以上の法令を対象とし、 その索引情報(法令名、公布年月日、法令番号、 改廃経過等)と、第1回国会(昭和22年5月開会) 以降に提出された法案(法律案と条約承認案 件)の索引情報(件名、提出回次、種別、提 出番号、提出者、審議経過等)を提供してき ました。

これらの索引情報から、インターネット上で国 の機関が提供している法令等の本文(条文)情報 にリンクし、参照できるようになりました。

■おもな本文情報とその参照先 ■

現行の省令・規則以上の法令の条文

総務省 法令データ提供システム

明治19年から昭和48年までに公布された憲法・法律・

勅令・政令・条約の「御署名原本|

国立公文書館 デジタルアーカイブ

第1回国会以降に制定された法律の条文

衆議院 制定法律

明治期の『法令全書』収載法令の条文 国立国会図書館 近代デジタルライブラリー

昭和49年から平成14年までに発効した条約の条文

外務省 条約データ検索

主要な最高裁判所規則の条文

裁判所 規則集

日本法令の英訳条文

法務省 日本法令外国語訳データベースシステム

第142回国会(平成10年1月開会)以降に提出された 法律案の本文情報

衆議院 議案

第1回国会以降に提出された参議院議員提出法律案の 本文情報

参議院法制局 参議院議員提出法律案情報

■帝国議会の法案索引情報を収録しました

国会における法案の索引情報に加え、第1回帝 国議会(明治23年11月開会)から第92回帝国議 会(昭和22年3月閉会)までに提出された法律案 等の索引情報を新たに収録しました。現行法の中 には明治憲法下で制定された法律も多くあります。 それらの立法過程へアクセスするツールとしてご 利用ください。

国会に提出された法案については、審議経過の 情報から「国会会議録検索システム」へリンクし、 法案が審議された会議の議事内容を参照すること ができます (次頁参照)。今後は、帝国議会に提 出された法律案等についても充実した審議経過情 報を提供できるよう、「帝国議会会議録検索シス テム との連携を予定しています。

■その他の便利な機能

○索引情報の画面のURLを固定しました

各法令・法案の索引情報の画面のURLを固定 しました。特定の法令の改廃経過や法案の審議経 過の情報をブックマークすることができます。

○ 「日本法令索引〔明治前期編〕 | ヘリンクしました

明治前期に制定された法令のうち、現在でも効 力を有する法令等は、「日本法令索引〔明治前期 編〕」*と「日本法令索引」の両方に収録されていま す。それらの法令について、索引情報の画面をリ ンクし、それぞれのデータベースに収録されてい る改廃経過等の情報を通覧しやすくなりました。

○法令の通称や分類等を表示しました

「日本法令索引」では、法令の正式名称が分か らなくても、通称で検索することができます(次 頁参照)。また、特定の分野の法令を調べたい場 合は、現行法令に限り、事項別の分類から検索す ることができます。検索の参考となるよう、これ らの情報を検索結果等に表示しました。

「日本法令索引」は、法令について調べる際の 入り口として、多くの方に活用していただける データベースとなるよう、今後も収録情報と機能 をより一層充実させていきます。どうぞご利用く ださい。

(調査及び立法考査局議会官庁資料課)



国立国会図書館ホームページ(http://www.ndl.go.jp/) >国会サービス関連情報>日本法令索引

*「日本法令索引〔明治前期編〕」(http://dajokan.ndl.go.jp/) では、慶応3年10月の大政奉還から、明治19年2月までに 制定された法令の索引情報が検索できます。出典となる『法 令全書』等の法令集が「近代デジタルライブラリー」に収載 されている場合は、リンクにより、法令の条文が参照できます。

いわゆる「省エネ法」について調べてみましょう。



①トップページのメニューから「現行法令」を選び、「省 エネ法」で検索します。現行かどうかわからないときは 「制定法令」または「横断検索」をご利用ください。



②「省エネ法」の正式名称「エネルギーの使用の合理化に 関する法律」がヒットしました。「法令沿革」をクリッ クします。



③「法令沿革一覧画面」で、法令の改廃経過、それぞれの 時点での審議経過へのリンク、法令条文へのリンク先等 が表示されます。



④③の画面で「審議経過」をクリックすると、「会議録-覧画面」で、法案の審議経過、法案本文情報へのリンク 先、「国会会議録検索システム」から国会での審議内容 が表示されます。



a 総務省「法令データ提供システム」から現行の法令条 文が表示されます。



b 衆議院「制定法律」から制定時の法令条文が表示され ます。



c 法務省「日本法令外国語訳データベースシステム」か ら英訳法令条文が表示されます。



第18回納本制度審議会



3月16日、東京本館において、第18回納本制度審議会が開催され、審議会委 員13名および専門委員5名が出席した。審議会では、合庭小委員長からオンラ イン資料の収集に関する小委員会における調査審議の経過および中間報告が説明 された。質疑の後、中間報告は、ほぼ原案どおり了承された。

この小委員会は平成21年10月13日に開催された第17回納本制度審議会にお いて、長尾真国立国会図書館長から中山信弘会長に対して「国立国会図書館法第 25条に規定する者(私人)がインターネット等により利用可能とした情報のうち、 同法第24条第1項に掲げられた図書、逐次刊行物等に相当する情報を収集する ための制度の在り方について」諮問がなされたことを受けて専門的事項を調査審 議するために設置されたものである。

今後、審議会は、平成22年度の遅くない時期に、今回の小委員会の報告をも とにオンライン資料の収集に関する答申を行うことを予定している。審議会に 関する情報は、国立国会図書館ホームページ(http://www.ndl.go.jp/) >納本制 度>納本制度審議会(http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit council book. html) に掲載している。

「オンライン資料の収集に関する中間報告」の骨子

- 1 国立国会図書館法第25条に規定する者(私人)によるオンライン出 版物を他の情報と区別して収集する制度を設ける。
- 2 中間報告の要点は以下のとおり
- (1) オンライン出版物の意味

インターネット等により利用可能となっている情報で、図書、逐次刊行 物に相当する情報とする。ウェブ情報(図書、逐次刊行物に相当しない情 報)、放送番組、動画、音楽配信は含まない。

(2) 収集の対象となるオンライン出版物

オンラインのみで出版されたものに限定はせず、有償・無償は問わない。 また、データベースの個々のコンテンツそのものは対象となるが、データ ベースシステムそのものは対象とはならない。日本国内で発行されたもの であり、内容による収集対象の限定は行わない。

収集にあたっては典型的な例によるガイドラインを示す。

(3) 収集方法

オンライン出版物の収集においては、情報の発信主体による送信を主とし て行い、技術的に可能な場合には、自動収集による収集を行う。

(4) 義務を負う者

オンライン出版物の収集において義務を負う者は、当該オンライン出版物 をインターネット等により、広く公衆に利用可能とした者とする。

(5) フォーマット

文化財として収集蓄積したオンライン資料(国立国会図書館が図書館資料 として取り扱う「オンライン出版物」の意)は、現在の利用だけでなく、将 来の利用も見越した長期保存対応を考える必要がある。

(6) 利用にあたっての想定

基本的に有体物の図書館資料と同等の利用提供を行うことを想定する。

(7) 著作権の問題

私人によるオンライン資料を記録媒体に記録する場合には、法律に基づく 複製権の制限が必要である。

(8) 損失補償

納入に通常要するべき費用に相当するものとして、送信による収集が行わ れる場合にはその手続き費用を考慮する。

(9) 義務履行確保

現段階では、罰則規定を設けないことが妥当である。

3 制度化する場合の留意事項等

文化財の保存と蓄積に係る国立国会図書館の業務として、オンライン資料 の収集については、制約ある資源のなかであっても、段階的にかつ着実に取 り組む必要がある。



講演会「これからの大学 図書館:グーグル化する 世界と将来展望



3月9日、東京本館において、メリーランド大学図書館のパトリシア・スティール 館長による講演会「これからの大学図書館:グーグル化する世界と将来展望」が 開催された。関西館にテレビ中継を行い、合わせて173人が参加した。

スティール館長は、大学図書館等が直面している課題として、財政の圧迫と利 用者の変化を挙げ、情報資源の共有やインタラクティブなサービスが求められる 中で、グーグル社の書籍デジタル化プロジェクト「Google ブック検索図書館プ ロジェクト」への参画が有効な手段であると述べた。グーグル社がオープン・ア クセスの原動力となっていること、図書館が同社の対象外の資料のデジタル化に 集中できること等がその理由である。また、インディアナ大学図書館長時代に携 わった大学協同デジタルリポジトリHathiTrust等についても紹介された。

質疑では、「Google ブック検索」と著作権問題、情報リテラシー、グーグル社 の独占に対する懸念等が話題となった。

■法規の制定

【法律第22号】国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館 及びその職員に関する法律の一部を改正する法律 (平成22年4月7日公布)

消費者庁に、国立国会図書館支部消費者庁図書館を置くこととしたものである。 平成22年4月7日から施行された。

【規程第1号】国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程 (平成22年4月1日制定)

職員(館長、副館長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員および 非常勤職員を除く)の定員を8人純減し、888人としたものである。平成22年 4月1日から施行された。

【規程第2号】国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程 【規則第1号】国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則 (平成22年4月1日制定)

国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成21年法律第73号)により、国 立国会図書館法(昭和23年法律第5号)に国、地方公共団体、独立行政法人等 のインターネット資料の収集に係る規定が置かれ、インターネット資料を図書館 資料として収集することとなったのに伴い、当該規定によるインターネット資料 の収集に関する事務については関西館電子図書館課がつかさどることとしたほ か、所要の規定を整備した。また、調査及び立法考査局文教科学技術課科学技術 室の設置、収集書誌部収集・書誌調整課における典拠データの作成の標準化およ び視覚障害者用図書館資料に係る資料提供部内での事務の移管に関し、それぞれ 所要の規定を整備した。いずれも平成22年4月1日から施行された。

これらの法規の施行後の国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる 支部図書館及びその職員に関する法律(昭和24年法律第101号)、国立国会図 書館職員定員規程(昭和33年国立国会図書館規程第1号)、国立国会図書館組織 規程(平成14年国立国会図書館規程第2号) および国立国会図書館組織規則(平 成14年国立国会図書館規則第1号)は、国立国会図書館ホームページ>国立国 会図書館について>関係法規(http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/laws.html)に 掲載されている。

■ 資料の大規模 デジタル化に伴う 原資料の利用停止 について

東京本館および国際子ども図書館では、デジタル化作業のため、次の資料の利 用を停止しています。詳細については、国立国会図書館ホームページや館内掲示 等でお知らせします。

利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 1 記号中、ハイフンのあとに アルファベットがあるもの 例:799-To514s3
- 2 記号中にアルファベットの ないもの

例:799-259

●東京本館

- ①戦前期に刊行された和図書の一部 (議会官庁資料室所蔵資料を含む) 約5万冊 *請求記号が $000\sim999$ で始まるもの 1 、アルファベットの $A\sim Y$ で始まるもの等の一部
 - *9月まで、請求記号が $400\sim799$ で始まるもの 2 、カタカナで始まるもの、特 $8\sim72$ で始まる もの等の一部(約7万3千冊)も利用を停止しています。
- ②戦前期に国内で刊行された洋図書の一部 (議会官庁資料室所蔵資料を含む) 約1万冊 *請求記号が000~999で始まるもの、アルファベットのA~Yで始まるもの等の一部
- ③戦後から昭和43年以前に刊行された和図書の一部(議会官庁資料室所蔵資料を含む) 約26万冊
 - *請求記号が000~999で始まるもの等の一部
- <①~③の利用停止期間>平成22年5月~平成23年3月(予定)
- ④平成12年以前(主に昭和期)に刊行された和雑誌のうち、劣化がひどいも のや雑誌記事索引の採録対象となっているもの 約4,700 タイトル *9月まで、請求記号が「雑」で始まるものの一部(約2万7千冊)も利用を停止しています。
- <利用停止期間>平成22年4月下旬~平成23年3月(予定)
- ⑤江戸期以前の和漢書(貴重書を含む)および明治以降に刊行された和図書等 (古典籍資料室所蔵) 約7万冊
 - *貴重書:請求記号がWA、WB、本別、寄別、貴、貴箱で始まるもの
 - *その他:請求記号が特1、特7で始まるもの、100~249、800~899で始まるもの、十二支で始まる もの、「い」「ろ」「は」…で始まるもの、「京」で始まるもの等の一部
 - *上記のうち、一部9月から利用できる資料があります。
- <利用停止期間>平成22年5月~平成23年3月(予定)

●国際子ども図書館

- ①昭和43年以前に刊行された児童書 約3万8千冊
- <利用停止期間>平成22年4月下旬~平成23年5月(予定)
- ②主に昭和45年以前に刊行された児童雑誌 552タイトル
- <利用停止期間>平成22年5月~平成23年5月(予定)
- ※ご来館の際は、事前にNDL-OPAC(国立国会図書館蔵書検索・申込システム http://opac.ndl.go.jp/) で利用可能かどうか確認されることをお薦めします。

■ 絵本ギャラリー 「『コドモノクニ』 掲載作品検索」 で閲覧できる画像が 増えました



清水良雄画 第8巻第8号表紙 昭和4(1929)年6月



水谷まさる「あんよのおけいこ」第7巻第7号 昭和3(1928)年6月 pp.12-13

5月5日、「絵本ギャラリー」の「『コドモノクニ』掲載作品検索」で、新たに 約3.200点の画像がご覧いただけるようになりました。

「『コドモノクニ』掲載作品検索」は、財団法人大阪国際児童文学館などの協力 により、絵雑誌『コドモノクニ』をデジタル画像で提供するデータベースです。

新しい画像は、武井武雄、清水良雄、安泰、川上四郎、深沢省三、初山滋、安 井小弥太などの作品で、収録画像の総数は約4,800点となりました。また、画像 を拡大する機能を追加し、より使いやすくなっています。どうぞご利用ください。

OURL http://www.kodomo.go.jp/gallery/

国立国会図書館ホームページ(http://www.ndl.go.jp/)>電子展示会

>絵本ギャラリー または

国際子ども図書館ホームページ(http://www.kodomo.go.jp/)

>絵本ギャラリー

から「『コドモノクニ』掲載作品検索」を選択してください。

○お問い合わせ先

国立国会図書館国際子ども図書館 企画協力課

電話 03 (3827) 2053 (代表)

■ 明治時代の本の 著作権者を 探しています

「近代デジタルライブラリー」では、国立国会図書館が所蔵する明治期および 大正期に刊行された図書を、著作権処理を行いインターネット上で提供していま す。著作権処理に際しては、著作者の没年、著作権者の連絡先を調査し、これら が不明の著作物について、著作権法第67条に基づく文化庁長官の裁定を受けて います。

このたび、連絡先がわからない著作権者約3万8千名について、6月14日(月) までホームページ上で「著作者情報公開調査」を実施しています。皆様のご協力 をお願いいたします。情報提供の方法などについては、以下をご覧ください。

OURL https://kokaityosa.da.ndl.go.jp/

国立国会図書館ホームページ(http://www.ndl.go.jp/)>電子図書館 >近代デジタルライブラリー>著作者情報公開調査

■ 国民読書年記念イベント 「日本語と翻訳 **一シェイクスピア** 『マクベス』 朗読と作品解説―」



国民読書年を記念して、演劇集団「円」によるシェイクスピアの戯曲「マクベス」 の朗読と小林章夫氏(上智大学文学部教授)による作品解説からなるイベント 「日本語と翻訳─シェイクスピア『マクベス』朗読と作品解説─」を開催します (財団法人出版文化産業振興財団との共催)。

16世紀に書かれたシェイクスピアの演劇は、明治時代に坪内逍遥が日本語に 翻訳してから何度となく翻訳あるいは翻案され、日本人に親しまれてきました。 朗読を通じて、文字で書かれ、書物として現在に伝えられてきたことの意義や日 本語の言葉の魅力を探ります。会場では関連資料の展示も行います。

■東京本館

〇日 時 6月17日(木)18:30~20:30

○会 場 東京本館 新館講堂(定員約300名)

■関西館

○日 時 6月19日(土) 14:00~16:00

○会 場 関西館 大会議室(定員約300名)

○お申込方法

事前申込制(先着順)です。次のいずれかの方法でお申し込みください。 [ホームページ 参加申込みフォーム]

URL http://www.ndl.go.jp/jp/event/events/macbeth_readings.html 国立国会図書館ホームページ (http://www.ndl.go.jp/) >イベント・展示会情報 [FAX] ①イベント名(朗読イベント) ②氏名(ふりがな) ③参加ご希望の会場 (東京本館/関西館) ④ FAX番号 ⑤電話番号 を明記してください *申込みの締切は6月11日(金)の予定です。定員に達した場合、早めに締 め切ることがあります。

○お申込み・お問い合わせ先

国立国会図書館 総務部総務課広報係

電話 03 (3581) 2331 (代表) FAX 03 (3597) 5617

電子メール koho@ndl.go.jp

東京本館

「利用ガイダンス」 関西館

「ミニガイダンス」

東京本館および関西館では、初めて国立国会図書館を利用する方向けに約30 分で基本的な使い方を紹介する「利用ガイダンス」「ミニガイダンス」を開催し ています。参加費は無料です。どうぞお気軽にご参加ください。

<東京本館>

- ○開催内容 国立国会図書館の概要(5分)、資料の閲覧・複写の申込方法(15分)、 東京本館の館内ガイド(10分)
- ○開催日毎週水曜日(第3水曜日(資料整理休館日)を除く) *他の曜日にも開催する場合があります
- ○開催時間 1回目 (11:00~11:30)、2回目 (14:00~14:30)
- ○参加方法 開催当日に、新館2階利用者登録カウンターでお申し込みください
- ○定 員 各回5名(定員になり次第締め切り)
- ○お問い合わせ先

国立国会図書館 資料提供部利用者サービス企画課サービス運営係 電話 03 (3581) 2331 (代表)

<関西館>

- ○開催内容 国立国会図書館の概要(5分)、NDL-OPACの使い方(15分)、 閲覧室ミニツアー(10分)
- ○開催日毎週1回(不定期 ホームページまたはお電話でご確認ください)
- ○開催時間 15:00~
- ○参加方法 当日まで随時、総合案内カウンターまたはお電話でお申し込みください
- ○定 員 各回7名(定員になり次第締め切り)
- ○お問い合わせ先

国立国会図書館関西館 資料案内 電話 0774 (98) 1341

※最新の日程はホームページに掲載しています。

国立国会図書館ホームページ(http://www.ndl.go.jp/) >イベント・展示会情報 >東京本館の利用ガイダンス または >ミニガイダンス

※上記のガイダンスのほかに、施設や機能を知っていただくための「参観(見学)」 も行っています(お問い合わせ先は表紙裏「利用案内」参照)。

■東京本館

「30分でわかる 調べ方ガイダンス」

東京本館では、毎回一つのテーマについて、レファレンス・サービスに携わる 職員が資料やデータベースを活用した調べ方のノウハウを紹介する「30分でわ かる 調べ方ガイダンス」を開催しています。どうぞお気軽にご参加ください。

○スケジュール

日 時	テーマ	会 場
6月 4日(金)	どんな新聞があるかを調べるには :新聞資料室入門	新聞資料室
6月18日(金)	医療文献を調べるには(基本編) 一あなたが病気になったとき—	科学技術・経済情報室
7月 2日(金)	白書を調べるには	議会官庁資料室
7月16日(金)	日本人の生没年を調べるには	人文総合情報室
7月30日(金)	海外の新聞を調べるには	新聞資料室
8月13日(金)	世界および日本の市場・企業動向を 調べるには	科学技術・経済情報室
8月27日(金)	判例を調べるには	議会官庁資料室
9月10日(金)	人文分野の雑誌記事を探すには	人文総合情報室
9月24日(金)	業界紙(専門紙)を調べるには	新聞資料室

詳しくは、ホームページまたは東京本館の各専門室で配布しているチラシをご 覧ください。ガイダンスの資料は、終了後順次ホームページに掲載しています。 国立国会図書館ホームページ(http://www.ndl.go.jp/)>イベント・展示会情報 >調べ方ガイダンス

- ○開催時間 各回とも10:00~10:30
- ○参加方法 当日、会場の前で整理券をお受け取りください。 (9:30から整理券を配布します)
- ○定 員 各回10名(先着順)
- ○参 加 費 無料
- ○お問い合わせ先

国立国会図書館 主題情報部参考企画課情報サービス第一係 電話 03 (3581) 2331 (代表)

■ 平成22年度の 図書館員を対象とする 研修

平成22年度、国立国会図書館が実施する、図書館員を対象とする研修の予定をお知らせします。

本年度実施する研修は、いずれも前回実施時に高い評価を受けた研修です。皆 様からのお申込みをお待ちしています。

○本年度の研修について

- ・「資料保存研修」 資料保存に関する基礎的な技術の習得を目指します。
- ・「科学技術情報研修」 科学技術情報に関する各資料の基礎的な知識や基本的な 調べ方の習得を目指すほか、特定のテーマに関する調べ方も取り上げる予定です。
- ・「児童文学連続講座」 総合テーマを「日本の児童文学者たち」とする予定です。
- ・「アジア情報研修」 アジアに関する情報資源について基礎的な知識の習得を目指します。
- ・「障害者サービス担当職員向け講習」 図書館における障害者サービスの基礎的 な知識の習得を目指します。
- ・「日本古典籍講習会」 日本の古典籍の目録および環境の整備を図るために、書 誌学の専門知識や整理方法の技術の修得を目指します。
- ・「レファレンス研修」 レファレンスの効果的な方法と課題解決への考え方について、講義と演習を行う予定です。
- ・「法令・議会・官庁資料研修」 法令・議会・官庁資料の基礎的な知識や基本的 な調べ方の習得を目指します。

○各研修の詳細・申込方法

各研修の実施日程や科目の詳細・申込方法などについては、順次、国立国会図書館ホームページ(http://www.ndl.go.jp/)>図書館員の方へ>図書館員の研修(http://www.ndl.go.jp/jp/library/training/index.html)に掲載します。メールマガジン『図書館協力ニュース』でも、研修の案内を随時お知らせしますので、未登録の図書館、関心をおもちの図書館員の方はぜひご登録ください(図書館員の方へ>図書館へのお知らせ(http://www.ndl.go.jp/jp/library/news/index.html)から登録できます)。

※このほか、公共図書館、大学図書館などでレファレンス業務に関する研修 (20名以上の規模を想定)を実施する際に、職員を講師として派遣します。また、インターネットを通じて受講できる遠隔研修を実施します。詳細は、ホームページ「図書館員の研修」などでお知らせします。

平成22年度研修一覧

研修名	実施時期(予定)/会場	対象および定員
資料保存研修	平成22年7月/関西館	公共図書館職員、大学図書館職員および専 門図書館職員。42名。
科学技術情報研修	平成22年11月(2日間) /東京本館	公共図書館職員および大学図書館職員等。 30名。
アジア情報研修	平成22年11月(1日間) /関西館	公共図書館職員、大学図書館職員および専 門図書館職員等。30名。
児童文学連続講座 一当館所蔵資料を使って一	平成22年11月(2日間) /国際子ども図書館	現在、図書館等において児童サービスに従事する者。60名。
障害者サービス 担当職員向け講座 (日本図書館協会と共催)	平成22年12月(2日間) /関西館	公共図書館職員および大学図書館職員等。 20名。
日本古典籍講習会 (国文学研究資料館と 共催)	平成23年1月(3日間) /国文学研究資料館	日本の古典籍を所蔵する機関の職員で、現 在古典籍を扱っている者。経験年数おおむ ね3年以内。30名。
レファレンス研修	平成23年3月(2日間) /関西館	公共図書館職員または大学図書館職員で、 現在レファレンス業務を担当する者。レファ レンス業務経験年数5年以上。24名。
法令・議会・官庁資料研修	未定	公共図書館職員、大学図書館職員および専門 図書館職員等。30名。

次の研修は、各事業の参加館を対象として実施するものです。

国立国会図書館 総合目録ネットワーク 研修会(研修講師対象)	平成22年6月18日 /関西館	都道府県立および政令指定都市立図書館中 央館における国立国会図書館総合目録ネットワークについての研修担当者等。30名。
レファレンス 協同データベース事業 担当者研修会	年2回(各1日) /東京本館、関西館	レファレンス協同データベース事業参加館 の実務担当者。各40名程度。

■ 関西館小展示

「往年のベストセラー 日本人は何を、 どう読んできたか」



2010年は国民読書年です。関西館では、これを記念し、ベストセラーをテー マとした小展示を開催します。

今回の展示では、明治から現代までのベストセラーを振り返り、それらがどの ような環境で読まれたかについて、関西館の所蔵資料を中心にご紹介します。ま た、外国語に翻訳されたベストセラーも展示します。

日本人の読書スタイルは、明治期以降の交通機関の発達や社会状況の変化とと もに、大きく変わってきました。インターネットや携帯電話が普及した現在は、 読書のあり方がさらに変化しています。

多くの資料は実際に手にとってご覧いただけます。この機会に、過去の読書文 化を振り返り、これからの新しい「読書」の形を思い描いてみてはいかがでしょ うか。

6月17日(木)~7月20日(火)(日曜・祝日を除く) ○開催期間

○開催時間 $10:00 \sim 18:00$

関西館 総合閲覧室 ○場 所

 \bigcirc λ 場 無料



左から 黒柳徹子著『窓ぎわのトットちゃん』 講談社 1981 <請求記号 KH297-552> とその各国語訳

吉川英治著『宮本武蔵』 中央公論社 1960 < 請求記号 913.6-Y859m3-t > 平凡社編『国民百科事典』 平凡社 1961-1965 <請求記号 031-Ko5472-H> 高度成長期には、住宅事情の変化により、書斎で見栄えのよい百科事典や特装版の本が ベストセラーになりました。

■ 第14回資料保存研修

国立国会図書館では、国内の各種図書館等に在職する職員の方を対象に、資料 保存に関する基礎的な知識と技術の習得を目的とし、次のとおり実技研修を実施 します。

- ○テ マ あなたにもできる図書館資料の保護と補修 - 簡易補修、表紙と本体をつなぐ修理など-
- \bigcirc \Box 時 平成22年7月15日 (木)、7月16日 (金) 10:00~16:30(両日とも同じ内容です)
- 場 国立国会図書館関西館(京都府相楽郡精華町精華台8-1-3) ○会
- ○内 容 講義と研修教材による実技指導
- ○持ちもの えんぴつ、エプロン
- ○参 加 費 無料
- ○定 員 42名(各日21名)

1機関からのお申込みは1名までとし、申込み多数の場合は調整させていただ きます。また、受講日についてもご希望にそえない場合がありますので、あら かじめご了承ください。

○お申込方法

電子メールで、①氏名、②所属機関、③所在地、④電話番号、⑤受講希望日(ど ちらでもよい場合は両方を書いてください)を明記して、6月25日(金)ま でにお申し込みください(電子メールの使えない機関に限り、FAXでお申し 込みください)。

○お申込み・お問い合わせ先

国立国会図書館 収集書誌部資料保存課

電子メール hozonka@ndl.go.jp

FAX 03 (3581) 3291

電話 03 (3506) 3356 (直通)

■ 国際子ども図書館の メールマガジンが できました



小山内竜著『うさぎの手紙』 東栄社 昭和18(1943)年

国際子ども図書館は、3月31日にメールマガジンの刊行を開始しました。催 物や展示会のお知らせ、国内外の児童書および児童書図書館の動向等を掲載して います。配信は、原則として毎月第4水曜日です。イベントのお知らせ等、最新 情報は、臨時増刊号でもお届けします。

配信登録は無料です。メールアドレスをお持ちの方は、どなたでも登録するこ とができます。ぜひご登録ください。

バックナンバーは国際子ども図書館のホームページでもご覧いただけます。

○配信登録はこちらから

国際子ども図書館ホームページ (http://www.kodomo.go.jp/)

>国際子ども図書館について>国際子ども図書館の刊行物>メールマガジン http://www.kodomo.go.jp/profile/publications/mailmagazine/index.html

○お問い合わせ先

国立国会図書館国際子ども図書館 企画協力課 電話 03 (3827) 2053 (代表)

■ 新刊案内 国立国会図書館の 編集・刊行物



レファレンス 711号 A4 79頁 月刊 1,050円 発売 日本図書館協会

- ・「持続可能な発展」理念の論点と持続可能性指標
- ・諸外国の同性パートナーシップ制度
- ・川辺川ダム問題の現状と課題(現地調査報告)
- ・諸外国におけるタクシー規制改革(資料)

入手のお問い合わせ

日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14 電話 03 (3523) 0812

No.590

5

$M \, a \, y \, 2010$

CONTENTS

- 02 Book of the month from NDL collections

 Shin Seifu Koryo Hassaku (Eight Point Program for a New Government): Sakamoto Ryoma's aim
- 04 Marking the 10th Anniversary of the International Library of Children's Literature
- 05 International Library of Children's Literature its history and future
- 09 Children's Books Going Overseas from Japan
- 16 Let's visit the National Diet Library International Library of Children's Literature
- 21 To the Day of the Legal Deposit System
- 22 Role of legal deposit and a question: What causes missing items? Yukari Fujimoto
- 28 History of the legal deposit system toward the future
- 30 Visual NDL Museum (15) Nohon Geppe
- 32 Renewal of the Index Database to Japanese Laws, Regulations and Bills
- 20 <Tidbits of information on NDL> Someone who links children and books
- 31 <Books not commercially available>
 - ONippon no tanada : Tanada Gakkai 10-shunen kinenshi
- 35 <NDL NEWS>
 - ○18th meeting of the Legal Deposit System Council
 - O Lecture "Academic Libraries: Getting to the Future in the Google World"
 - O Laws established

- 39 <Announcements>
 - O Discontinuance of reader service of original materials because of mass digitization
 - More images now available in the Picture Book Gallery "Kodomo no Kuni magazine article search"
 - O Searching for copyright holders of books published in the Meiji era
 - "Macbeth Lecture and Reading"
 Event celebrating the National Year of Reading
 - O"Tour: how to use the Tokyo Main Library"
 "Tours of the Kansai-kan"
 - OBrief research instruction sessions for visitors at the Tokyo Main Library
 - O Training programs for librarians in FY2010
 - Small exhibition in the Kansai-kan "Old bestsellers - what have the Japanese read and how?"
 - ○14th Preservation and Conservation Training Program
 - O The International Library of Children's Literature has started an e-mail magazine
 - OBook notice publications from NDL

国立国会図書館月報

発行所 国立国会図書館

編集山田敏素

〒 100-8924

東京都千代田区永田町 1-10-1 電 話 03 (3581) 2331 (代表) FAX 03 (3597) 5617 E-mail geppo@ndl.go.jp 平成 22 年 5 月号 (No.590)

平成 22 年 5 月 20 日発行 定価 525 円 (本体 500 円)

発 売 社団法人日本図書館協会 〒 104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

東京都中央区新川1-11-14 電話 03 (3523) 0812 (販売) FAX 03 (3523) 0842 E-mail hanbai@jla.or.jp

印刷 所 株式会社 正文社印刷所

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜すいして転載される場合には、事前に当館総務部総務課に連絡してください。本誌517号以降、PDF版を当館ホームページ(http://www.ndl.go.jp/)>「刊行物」>「国立国会図書館月報」)でご覧いただけます。



『孫悟空』改訂版 pp.12-13 本田庄太郎繪 宇野浩二文 大日本雄辯會講談社 1939年 92p 26cm <請求記号 Y18-N03-H487>

国立国会図書館月報

平成22年5月20日発行(\$月1回20日発行)

発売 : 社団法人 日本図書館協会 定価 525 円 (本体 500 円)

雑誌 03919-05 紙ペリサイクル可